

可処分所得額算出シート記載要領

- **可処分所得額算出シートの作成**においては、「民事再生法第241条3項の額を定める政令（平成13年3月16日政令第50号。以下「政令」という。）」を参照してください。電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp/>）の法令検索から確認できます。
- **年齢**
再生計画案を提出した日以後の最初の4月1日における年齢を記載する（政令2条2項）。
- **同居・別居の別**
「同居」を○で囲んだ被扶養者は、⑧、⑨、⑩の各欄に斜線を引く。「別居」を○で囲んだ被扶養者のうち、同じ所に居住している者がある場合は、そのうちの1人を除いて⑧、⑨、⑩の各欄に斜線を引く。
- **居住地**
別居の被扶養者のみ、現在の居住地を記載する。
- **居住地域の区分**
【政令別表第一】から居住地に該当する区を記載する。
- ① **過去2年間の収入合計額**
再生計画案の提出前2年間の再生債務者の収入の合計額（額面合計額）を記載する。
なお、再生債務者の年収の額が再生計画案提出前2年間の途中で5分の1以上の変動があった場合（法241条2項7号イ）には、変動後の収入額を基に2年分の額を記載し、再生債務者が再生計画案提出前2年間の途中で給与所得者又は年金受給者等に新たになった場合（法241条2項7号ロ）には、そのようになった後の収入額を基に2年分の額を記載する。
- ⑦ **個人別生活費の額**
【政令別表第二】の居住地域の区分と年齢に応じた額を記載する。
- ⑧ **世帯別生活費の額**
⑧の欄に斜線を引いていない者の欄に、【政令別表第三】の居住地域の区分と居住人数（再生債務者本人及びその被扶養者に該当する者に限る。）に応じた額を記載する。
- ⑨ **冬季特別生活費の額**
⑨の欄に斜線を引いていない者の欄に、【政令別表第四】の居住人数（再生債務者本人及びその被扶養者に該当する者に限る。）、冬季特別地域の区分【政令別表第五】、居住地域の区分に応じた額を記載する。
- ⑩ **住居費の額**
⑩の欄に斜線を引いていない者の欄に、それぞれ下記の手順に従って住居費の額を記載する。
 - ・ **政令の住居費の額**
その者が居住する建物について、【政令別表第六】の所在する地域、所在する居住地域の区分、居住人数（再生債務者本人及びその被扶養者に該当する者に限る。）に応じた額を本シートの(A)欄に記載する。

＜再生債務者居住建物＞欄の記載について

(1) 再生債務者が所有しているか

再生債務者が居住する建物を所有しているかどうか該当部分を○で囲む。

(2) 競売又は任意売却により建物の所有権を失う可能性があるか

(1)で「はい」を○で囲んだ場合、再生計画（住宅資金特別条項（注）を除く。）で定められた弁済期間（以下「一般弁済期間」という。）の期間内に競売又は任意売却により建物の所有権を失う可能性があるかどうか該当部分を○で囲む。

（注） 住宅資金特別条項とは、再生債権者の有する住宅資金貸付債権（住宅ローン債権）の全部又は一部を、法で規定するところにより変更する再生計画の条項をいう（民事再生法196条4号）。

(3) 一般弁済期間の全期間を通じてローンの弁済をする予定があるか

(2)で「いいえ」を○で囲んだ場合、一般弁済期間の全期間を通じて住宅資金貸付債務の弁済（以下「ローンの弁済」という。）をする予定があるかどうか該当部分を○で囲む。

「はい」を○で囲んだ場合、1年間の弁済見込総額を本シートの(B)欄に記載する。ただし、元金均等方式で弁済をしている場合は、一般弁済期間中の弁済見込総額を1年当たりの額に換算した額を記載する。

「いいえ」を○で囲んだ場合であって、ローンの弁済をする予定がないときは、0円と記載し、その他の場合（一般弁済期間の途中でローンの弁済が終了するなどの場合）は、本シートの(A)欄の額を記載する。

(4) 一般弁済期間の全期間を通じて賃料の支払をする予定があるか

(1)で「いいえ」を○で囲んだ場合、一般弁済期間の全期間を通じて居住する建物の賃料の支払をする予定があるかどうか該当部分を○で囲む。

「はい」を○で囲んだ場合、1年間の賃料の支払見込総額を本シートの(C)欄に記載する。

「いいえ」を○で囲んだ場合（例えば、親族が所有する建物に同居している場合）について、賃料の支払をする予定がない場合は、0円と記載し、その他の場合（自宅に戻るなど将来的に賃料の支払をしなくなる予定がある場合を含む。）は、本シートの(A)欄の額を記載する。

・ 本シートの(D)欄に記載すべき額

本シートの(A)欄の額、(B)欄の額、(C)欄の額を比較して、最も低い額を記載する。

＜別居被扶養者居住建物＞欄の記載について

別居している被扶養者がある場合は、⑩の欄に斜線を引いていない者について、その居住している建物に関し、＜再生債務者居住建物＞欄の記載についてと同様の方法で記載する。

⑪ 勤労必要経費の額

収入が勤労に基づいて得たものである場合には、【政令別表第七】の法241条2項7号イからハまでにより算出した収入の額（①の額を2で除した額）、居住地域の区分に応じた額を記載する。